

大川市議会第2回定例会会議録

令和3年6月25日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

| | | | |
|----|------|-----|-------|
| 1番 | 永島幸夫 | 9番 | 古賀龍彦 |
| 2番 | 宮崎貴仁 | 10番 | 平木一朗 |
| 3番 | 内藤栄治 | 11番 | 永島守 |
| 4番 | 宮崎稔子 | 12番 | 龍誠一 |
| 5番 | 馬淵清博 | 13番 | 遠藤博昭 |
| 6番 | 西田学 | 14番 | 箴島かおる |
| 7番 | 古賀寿典 | 15番 | 川野栄美子 |
| 8番 | 吉川一寿 | | |

欠席議員

なし

2. 地方自治法第121条の規定により出席した者

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|---|------|------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 市 | 長 | 倉重良一 | | | | | | | | | | | | | |
| 副市 | 長 | 橋本浩一 | | | | | | | | | | | | | |
| 教 | 育 | 長 | 内藤妙子 | | | | | | | | | | | | |
| 会 | 計 | 管 | 理 | 者 | 長 | 馬 | 淵 | 嘉 | 臣 | | | | | | |
| (兼) | 会 | 計 | 課 | 長 | | | | | | | | | | | |
| 人 | 事 | 秘 | 書 | 課 | 長 | 仁 | 田 | 原 | 敏 | 雄 | | | | | |
| 総 | 務 | 課 | 長 | | | | | | | | | | | | |
| (併) | 選 | 挙 | 管 | 理 | 委 | 員 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 田 | 中 | 準 | 一 |
| 企 | 画 | 課 | 長 | | | | | | | | | | | | |
| 野 | 中 | 貴 | 光 | | | | | | | | | | | | |
| 農 | 業 | 水 | 産 | 課 | 長 | 中 | 島 | 聖 | 佳 | | | | | | |
| (併) | 農 | 業 | 委 | 員 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | | | | | | |

上 下 水 道 課 長 佐 田 重 徳
学 校 教 育 課 長 永 島 潤 一
監 査 事 務 局 長 志 牟 田 達 也

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 和 田 孝 紀
議 会 事 務 局 書 記 龍 輝 洋
議 会 事 務 局 書 記 近 藤 美 和 子
議 会 事 務 局 書 記 高 口 絵 美

4. 付議事件

1. 委 員 長 報 告
1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決
1. 大川柳川衛生組合議会議員の選挙
1. 花宗太田土木組合議会議員の選挙
1. 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
1. 閉 会 の 宣 告

午前9時30分 開議

○議長（平木一朗君）

皆様おはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

まず、総務委員会に付託しておりました議案第34号 大川市個人情報保護条例及び大川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について外2件を一括議題といたします。

これから総務委員会における審査の経過並びに結果について総務委員長の報告を求めます。
総務委員長、永島守君。

○総務委員長（永島 守君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第34号 大川市個人情報保護条例及び大川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について外2件につきまして、本委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

まず、議案第34号 大川市個人情報保護条例及び大川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告を申し上げます。

説明によりますと、本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

改正の内容としましては、法改正に伴う引用条文の号ずれやデジタル庁の創設に伴う文言の整理を行うとのことであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第36号 令和3年度大川市一般会計補正予算について御報告を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算及び地方債の補正を行おうとするものであり、その概要は次のとおりであります。

総務費には、庁舎備品購入費160万円及びコミュニティセンター指定管理料216万1千円、民生費には、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業のふたり親世帯分2,803万1千円及び市内子ども園等における感染症対策費480万円、農林水産業費には、水田農業DX推進事業費補助金1,010万8千円及びがんばる農業支援事業費補助金700万円が計上されております。

商工費につきましては、プレミアム商品券発行事業補助金2,030万円及び中小企業者等月次支援金1,500万円、土木費には、大川中央公園リニューアル事業1億2,000万円、消防費には、避難行動要支援者管理システム導入業務委託料等507万1千円、教育費には、GIGAスクール構想備品購入費183万6千円、家庭学習等通信環境整備費補助金420万円、及び町内公民館施設新型コロナウイルス感染拡大防止対策費補助金800万円が計上されております。

以上により、今回の補正総額は、2億2,810万7千円となったところでありますが、これらの財源といたしましては、歳出に見合う国庫支出金、県支出金、繰入金及び市債をもって充当するとのことでございます。

地方債の補正につきましては、対象事業費の変更に伴い、地方債の限度額の変更を行おう

とするものであります。

委員会では、まず、3款2項2目児童措置費の子育て世帯生活支援特別給付金に関し、対象者及び対象者数等についてただしましたところ、児童手当及び特別児童扶養手当の受給者等が対象となる。対象者数は国の積算基準により512名を見込んでおり、1人当たりの給付額5万円を乗じた2,560万円の追加補正を行おうとするものである旨の答弁がなされました。

次に、7款1項2目商工業振興費のプレミアム商品券発行事業に関し、販売額等についてただしましたところ、販売総額は3億円で、プレミアム率20%に相当する6,000万円のうち県と市でそれぞれ半分ずつ補助を行うが、当初予算において1,000万円を既に計上しており、差額の2,000万円と新たに500円券を発行する経費の30万円について追加補正を行おうとするものである旨の答弁がなされました。

委員会からは、コロナの影響で売上が落ち込んでいる商店街や酒類販売店でのみ使える商品券を作ってほしい旨の意見が開陳されたところでございます。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第38号 令和3年度大川市一般会計補正予算について御報告を申し上げます。

今回の補正は、国の新たな新型コロナウイルス感染症対策として、緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯で、一定の要件を満たす生活困窮世帯を対象とした新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給するための必要な経費について補正を行おうとするものであり、その概要は次のとおりであります。

民生費には、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費817万6千円が計上されておりますが、この財源といたしましては、国庫支出金をもって充当することとでございます。

委員会では、3款1項1目社会福祉総務費の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金に関し、対象者等についてただしましたところ、対象者は緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付を限度額まで利用された方などとなる。生活困窮者が初めて借入れを希望する場合、まずは緊急小口資金への案内となる旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

御清聴ありがとうございました。

○議長（平木一朗君）

総務委員長の報告は終わりました。

これから総務委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第34号 大川市個人情報保護条例及び大川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号 令和3年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号 令和3年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員会に付託をしておりました議案第35号 大川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について文教厚生委員長の報告を

求めます。文教厚生委員長、遠藤博昭君。

○文教厚生委員長（遠藤博昭君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は文教厚生委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第35号 大川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容といたしましては、現在、マイナンバーカードが破損したり、紛失した場合の再交付については、手数料条例に基づき、1枚当たり800円の手数料を市が徴収し、市の一般会計に歳入として受け入れているが、今般、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正され、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行するものとして明確化されたものであります。これに伴い、マイナンバーカードの発行に係る手数料の徴収も同機構が行うこととなるが、手数料の徴収事務については、同機構から市町村長に委託することができるとする規定が新たに盛り込まれ、9月1日からは、手数料徴収に係る事務が法定受託事務となり、再交付手数料の800円は市で受け入れるのではなく、市を経由して地方公共団体情報システム機構が受け入れることとなることから、マイナンバーカードの再交付手数料の規定が不要となるため、該当する別表の第12項を削除するものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

○議長（平木一朗君）

文教厚生委員長の報告は終わりました。

これから文教厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これから採決をいたします。

議案第35号 大川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。産業建設委員会に付託しておりました請願第1号 全企業へ『永久劣後ローン』融資制度の創設を求める意見書の提出を求める請願については、今会期中に結論を得ることが困難であるため、議会閉会中も継続して審査、調査の権限を付与されるよう、産業建設委員長から申出がなされておりますので、この申出どおり、これを継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、大川柳川衛生組合議会議員の選挙を行います。

本会議で選挙すべき人数は、当組規約第7条及び第8条の規定により4人となっております。

この際、お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

次に、この際、お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、大川柳川衛生組合議会議員に1番永島幸夫君、7番古賀寿典君、8番吉川一寿君、11番永島守君の以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を大川柳川衛生組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、永島幸夫君外3人が大川柳川衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

次に、花宗太田土木組合議会議員の選挙を行います。

本会議で選挙すべき人数は、当組規約第5条及び第6条の規定により4人となっております。

この際、お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

次に、この際、お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、花宗太田土木組合議会議員に3番内藤栄治君、4番宮崎稔子君、6番西田学君、9番古賀龍彦君の以上4人を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を花宗太田土木組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、内藤栄治君外3人が花宗太田土木組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

1番永島幸夫君、2番宮崎貴仁君、以上2名を指名いたします。

以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

なお、ここで市長から発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。市長。

○市長（倉重良一君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、提案をいたしました議案につきまして慎重御審議の上、御議決いただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

また、現在、医療関係者の御協力の下、進めておりますワクチン接種をはじめ、新型コロナウイルス対応につきまして、市議会の皆様の特段の御理解と御協力をいただいておりますことにこの場をお借りして、改めて感謝を申し上げます。

いましばらく制約のある日が続きますけれども、市政全般にわたりまして引き続き議員各位の皆様におかれましては御理解と御協力をお願い申し上げたいと思います。

簡単ではございますけれども、閉会に当たりましての御礼の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（平木一朗君）

本議会において、様々、一般質問等いただきましてありがとうございます。ちょっと私が感じたところがございますと、以前、元植木市長でありますけれども、あの方が言っていた言葉ですが、我々は筑後川の恩恵で今があると、筑後川に感謝をして今があるんだということと言っておりました。筑後川の感謝を忘れてしまう、いわゆる筑後川に背中を向けると、つつい大川の景気というのは悪くなってくる。しかし、筑後川にしっかり感謝をすれば、またおのずとこのまちも復活してくると言われていたことを頭の中に思っております。

このようなことを考えますと、今回、大野島のほうで道の駅、「大川の駅」ということがありますけれども、この大野島というのは筑後川の恩恵はもちろんのこと、水害、いわゆる災害で一番被害をこうむっている地域でもあります。そして、我々、次の世代やその先のこととも考えますと、やはりこの筑後川に恩恵をもたらすことをしっかり教えるためにも、大野島というのは非常にふさわしい場所だと思っている次第でございます。

市長におかれましては、これから「大川の駅」推進に向けて県や様々なところに、自分の思いと情熱を皆さん図っていらっしゃることじゃないかなと思いますので、引き続きよろしくお願いたしたいと思っております。

これにて令和3年第2回大川市議会定例会を閉会いたします。

午前9時51分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会前議長 川野 栄美子

大川市議会前副議長 平木 一朗
大川市議会議長

大川市議会議員 永島 幸夫

大川市議会議員 宮崎 貴仁